

専門学校 中央情報大学校

日本語学科

募集要項

問い合わせ先

学校法人 有坂中央学園 専門学校 中央情報大学校 日本語学科

〒370-0841 日本国 群馬県高崎市栄町 13-2

T E L : +81-27-324-8511 F A X : +81-27-325-8820

E-mail : cid@chuo.ac.jp URL : <http://www.chuo.ac.jp/cid>

1. 出願資格

日本以外の国において12年以上の学校教育を修了した方で18歳以上、且つ150時間以上の日本語学習歴を有する方または日本語能力試験N5以上の合格者。

2. 選考方法

書類審査、筆記試験（日本語・母国語による作文）、面接（保護者同伴可能）により総合判定を行う。ただし、書類審査の結果により筆記試験を免除することもある。

3. 募集人数

コース名	総定員	修業期間	総授業時間	入学時期
2年進学コース	40名	2年	1600時間	4月
1年半進学コース	20名	1.5年	1200時間	10月

4. 学費（年間分納）

（単位：円）

コース名	年次	入学金	授業料	教材費	年間学費合計
2年進学コース	1年目	100,000	540,000	30,000	670,000
	2年目		540,000	30,000	570,000
1年半進学コース	1年目	75,000	540,000	30,000	645,000
	6ヶ月		270,000	15,000	285,000

納入金額①

- ・1年目の学費合計額【670,000円（2年進学コース）または645,000円（1年半進学コース）】を入学前に円建で送金しなければなりません。
- ・入学後に保険料20,000円を徴収します。
※留学生は必ず国民健康保険等に加入しなければなりません。
- ・寮費（約20,000円/月）と学級費（30,000円/年。但し1年半進学コースの2年目は15,000円）を入学一年後に徴収します。

納入金額②

- ・2年目の学費合計額を1年目の終わりに全額納入してください。
- ・日本国外、国内のどちらにしても円建で送金し送金手数料は自己負担してください。
- ・一旦、納入された入学選考料・入学金・授業料等は、原則として返金しません。
※別途8. 出願に関わる注意事項を参照下さい。

5. 出願受付期間

- ・4月入学希望者・・・入学前年の9月1日～11月15日
- ・10月入学希望者・・・入学前年の3月1日～5月15日

※出願の際に選考料20,000円が必要です。選考料は出願書類に添えて提出するか、或いは学校の指定口座へ振り込んでください。（銀行送金手数料は送金者が自己負担してください）

6. 学費納入先

銀行口座：東和銀行 本店営業部

銀行住所：群馬県前橋市本町 2-12-6 電話番号：027-234-1000

預金口座：普通 3071869 SWIFT CODE：TOWAJPJT

銀行コード：0516 支店番号：011

口座名義：学校法人 有坂中央学園 専門学校 中央情報大学校

BANK NAME：THE TOWA BANK LTD.HEAD OFFICE

BANK ADDRESS：2-12-6 HONMACHI MAEBASHI GUNMA JAPAN

TEL：027-234-1000

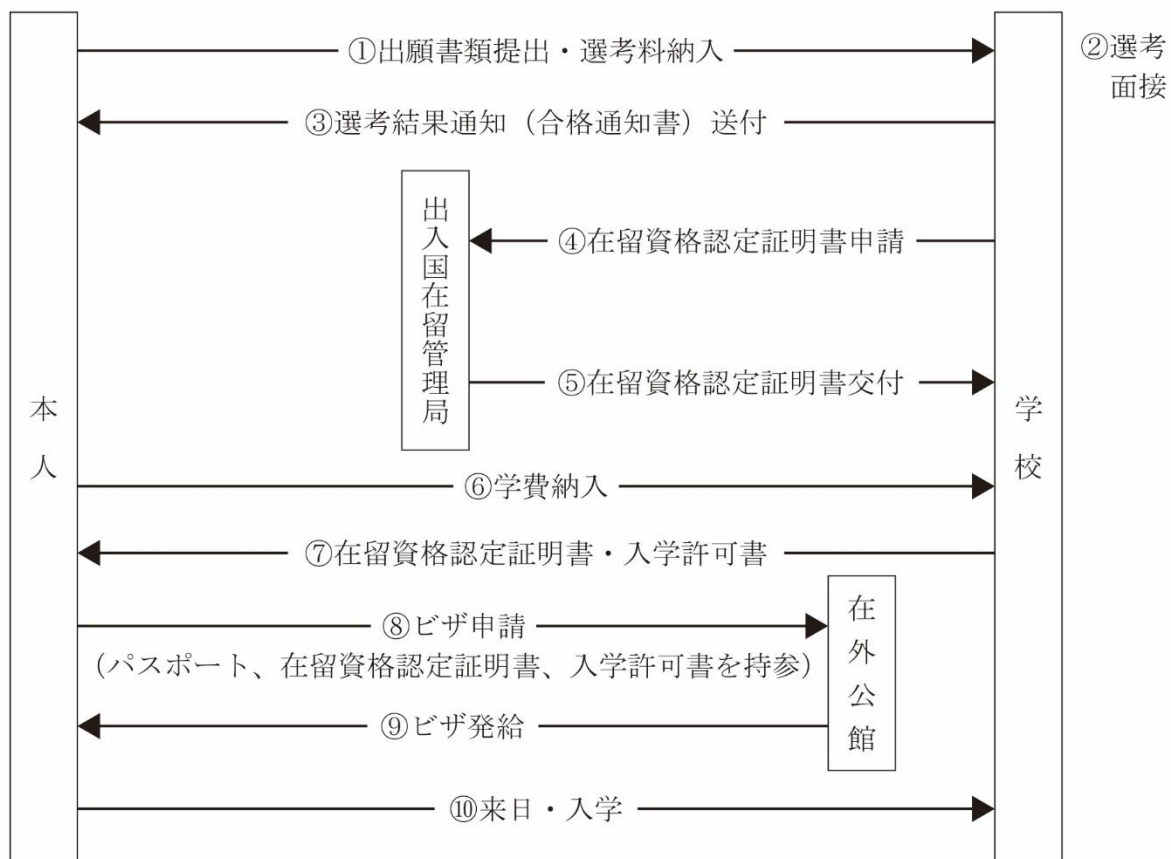
ACCOUNT NUMBER：3071869 SWIFT CODE：TOWAJPJT

BANK CODE：0516 BRANCH CODE：011

ACCOUNT NAME：GAKKOUHOJIN ARISAKACHUO GAKUEN

SENMONGAKKOU CHUOJYOUHOUDAIGAKKOU

7. 入学までの流れ



※在留資格認定証明書の申請から交付まで<④~⑤>は、約2ヶ月を要する。

8. 出願に関わる注意事項

■出願書類に不備がある場合、全ての書類が揃うまでは選考の対象となりません。

■銀行送金手数料は自己負担していただきます。

■一旦、納入していただいた選考料・入学金・授業料等は原則として返金しません。

但し、以下の場合には本校の定める規則に則り、返金手続きができるものとします。

* 1. 出入国在留管理庁の在留資格認定証明書が不交付となった場合。

→選考料は返還しない。

* 2. 在留資格認定証明書は交付されたが、入学手続き（学費等納入）や入国査証（ビザ）の申請を行わず不來日の場合。

→選考料は返還しない。

* 3. 在留資格認定証明書は交付され、入学手続き（学費納入等）をしたが、入国査証（ビザ）の申請を行わず、不來日の場合

→選考料と入学金を除く全納入金を返還する。

但し、在留資格認定証明書と入学許可証の返却を条件とする。

* 4. 在留資格認定証明書が交付され入学手続き（学費等納入）や入国査証（ビザ）の申請を行ったが、在外公館（日本国大使館・領事館等）で査証発給が認められなかった場合。

→選考料と入学金を除く全納入金を返還する。

但し、在外公館において入国査証が発給されなかった事の確認と入学許可証の返却を条件とする。

* 5. 在留資格認定証明書が交付され入学手続き（学費等納入）や入国査証（ビザ）を取得したが、來日以前に入学を辞退した場合。

→入国査証が未使用で且つ失効が確認できた場合は、選考料入学金を除く全納入金を返還する。

但し、入学許可証の返却を条件とする。

9. 提出書類

志願者本人が用意する書類

① 入学願書	・ 指定用紙に母国語で本人が直筆すること。
② 写真 10 枚 (縦 4cm×横 3cm)	・ 3ヶ月以内に撮影したもの ・ 正面向上半身で無帽、背景無し、鮮明なもの。 ・ 裏に国籍と氏名を記入しておくこと。
③ 履歴書 (指定用紙・2枚)	・ 本人が母国語で直筆すること。 ・ 学歴欄は小学校から順次記入すること。学校名、入学卒業の年月日は、卒業証明書等公的な書類と一致していること。(職歴・学歴については継続して空白期間が

	<p>ないこと。また、浪人期間、兵役期間についても記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の所在地は番地まで正確に記入すること。
④ 留学の理由書及び修了後の予定書	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が母国語で直筆すること。 ・「留学理由書」には以下の事項をしっかりと書くこと。 【1】日本留学の目的（本校で日本語を学ぶ理由、卒業後進学して何を学ぶのか、その理由、今までの経緯と関連性等、詳しく書くこと） 【2】日本で学んだことを将来どのように活かすのか ※特に最終学歴後5年以上経過している者は、勉学の意志、経歴、卒業後の進路等を詳細に説明すること。
⑤ 成績証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・最終学歴の成績証明書原本
⑥ 卒業証書	<ul style="list-style-type: none"> ・最終学歴の卒業証書原本または卒業証明書原本（卒業証明書の場合、公正証が必要） ・申請する時点でまだ卒業していない人は卒業見込証明書を提出し、卒業後早急に卒業証書を提出すること。 ・大学・大学院等に在学中の場合は、高校の卒業証書原本または卒業証明書と、大学・大学院等の「卒業見込証明書」と「在学証明書」を提出すること。
⑦ 日本語能力を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力試験 N5 以上または J.TEST F 級以上または NAT-TEST 4Q 以上の合格証原本（後日返却） ・願書提出時に受験予定者は受験票の写しを添付すること。 ・150 時間以上日本語を学習した証明書（日本語教育機関が発行した日本語学習証明書）
⑧ 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・指定用紙に本人が直筆のこと。
⑨ 戸籍	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係、戸籍、住所の確認、戸籍謄本または戸籍抄本※中国の場合は「戸口簿」。住所と学歴、職業が記載してある最新の戸口簿で、戸口簿一冊記載のある全員分の写し。（戸口簿は入学選考の面接時に原本を持参してください。）
⑩ 身分証	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び家族全員分の写し
⑪ パスポート	<ul style="list-style-type: none"> ・所持者のみ。顔写真と出入国記録のあるページを全部コピーする。
⑫ 在職証明書・復職証明書（該当者）	<ul style="list-style-type: none"> ・職歴がある場合のみ。
⑬ 日本語訳文	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語以外で記入した場合は日本語訳文を添付すること。

経費支弁者（学費・生活費の負担者）が用意する書類

A. 志願者本人が学費、生活費を支弁する場合

① 経費支弁書	・指定用紙に母国語で本人直筆すること。
② 預金残高証明書	・銀行（金融機関）からの証明書原本（口座番号記載有） ・預金の金額は修業期間の授業料と修業期間の生活費をまかなえる額より多い金額であること。 ・各国の銀行が発行した残高証明書で、当該国の通貨によるもので差し支えない。
③ 在職証明書	・勤務先発行の証明書（在職期間、職務内容等を明記。発行日付・会社名・所在地・電話番号・代表者名・押印入り）
④ 収入証明書	・勤務先発行の <u>過去3年以上</u> の月収や年収を証明する資料。 ・納税証明書等で過去3年以上の月収や年収が明記され、その収入の説明がされているもの。（発行日付・会社名・所在地・電話番号・代表者名・押印入り）
⑤ 預金通帳の写し	・預金残高証明書の資金の形成過程が説明できるもの

B. 志願者の親族が日本国以外から負担する場合

経費支弁者は定職を有し十分な経済支弁能力があること。

① 経費支弁書	・指定用紙に母国語で本人直筆すること。
② 本人との関係を立証する書類	・中国⇒家族の場合、親族関係公証書（両親を含む全員記載） ・韓国、台湾⇒家族／居住者登録証 ・その他の国⇒出生証明書等
③ 預金残高証明書	・預金の金額が修業期間の授業料と修業期間の生活費をまかなえる額より多い金額であること。 ・各国の銀行が発行した残高証明書で、当該国の通貨によるもので差し支えない。
④ 預金残高証明額の資金形成に至る経緯を説明できるもの	・預金通帳の写し、財産を売却したことを証する資料、その他預金残高の形成過程がわかる資料
⑤ 在職証明	・勤務先発行の証明書（在職期間、職務内容等を明記。発行日付・会社名・所在地・電話番号・代表者名・押印入り）
⑥ 営業許可書 正本及び副本の写し	・自営業の場合のみ。

⑦ 収入証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先発行の過去3年以上の月収や年収を証明する資料。 ・納税証明書等で過去3年以上の月収や年収が明記され、その収入の説明がされているもの。(発行日付・会社名・所在地・電話番号・代表者名・押印入り)
⑧ 経費支弁説明書(該当者)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の父母以外の者が経費支弁をする場合、引き受け経緯を詳細に記入すること。

C. 在日本の方が負担する場合

在日経費支弁者は、親族関係、会社の取引関係、長年に渡る交友関係が証明できる方に限る。

① 経費支弁書	<ul style="list-style-type: none"> ・指定用紙に本人が直筆、実印押印のこと。
② 在職証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・経費支弁者の職業により、下記の書類を提出 会社員：在職証明書 自営業：税務署の押印のある確定申告書控(原本) ※後日返却 会社経営及び役員：会社登記簿謄本
③ 学生との関係を立証できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係公正証書 ・取引契約書
④ 預金残高証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時より1ヶ月以内に金融機関より発行されたもの。
⑤ 預金通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行口座の出入金の経緯を明らかにするもの
⑥ 納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年の年収額を確認できるもので、下記のいずれかを提出。 市町村区役所発行の「課税証明書」 税務署発行の「納税証明書」<その1、その2>(原本) ※源泉徴収票は認めない。 ※後日返却
⑦ 住民税課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・市、区役所発行の入管申請日前の3ヶ月以内に発行されたもの。
⑧ 住民票謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・市、区役所発行の入管申請日前の3ヶ月以内に発行されたもので同一世帯に属する者全員が記載されているもの。
⑨ 印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・市、区役所発行の入管申請日前の3ヶ月以内に発行されたもの。